

井戸水を下水道に流されている家庭の皆さまへ

●下水道使用料に係る世帯人員変更届出書について

トイレやお風呂、台所等に井戸水を使用されている方で、下水道へ流されている家庭の井戸水分の使用量は、住民票に登録されている世帯人員に応じて算定しています。

ただし、下記に該当する家庭については、世帯人員変更届出書を提出していただくことにより、使用人員の登録変更を行うことができます。

【対象となる世帯】

学生、単身赴任、長期入院などの諸事情により生活の拠点が住民票の住所とは別にある方のいる世帯

【提出書類】

- ①世帯人員変更届出書（各支所町民生活課、公営事業課で受け取れます。）
- ②生活の拠点が別であることを確認できる書類の写し

- ・学生の場合：学生証または在学証明書
- ・単身赴任の場合：アパート等の貸借契約書
- ・長期入院者等の場合：長期入院の場合は入院証明書

【注意事項】

届出済であっても、世帯人員変更届出書は毎年提出してください。
届出がない場合は、住民基本台帳法に基づく人員により算定することとなりますので、ご注意ください。

●井戸廃止による中止の連絡について

井戸水を使用していたが湯水等の諸事情により、井戸を廃止し上水道のみ使用する際は、公営事業課へ連絡をしていただき、職員が現地確認をする必要があります。

【中止する際の流れ】

- ①公営事業課へ井戸水使用の中止を連絡
- ②職員が現地を確認し、公共下水道使用開始等届書を提出

●問い合わせ先

上島町役場 公営事業課上下水道係 ☎77-4545

愛媛県特定最低賃金改正のお知らせ

	時間額	改正発効年月日
① パルプ、紙製造業最低賃金	1,050円	R06.12.25
② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	1,049円	R06.12.25
③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、業情報通信機械器具製造業最低賃金	1,038円	R06.12.25
④ 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,070円	R06.12.25

(注) 上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金が適用されます。詳しくは下記へ

◆愛媛労働局ホームページ



◆問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 ☎089-935-5205
今治労働基準監督署 ☎0898-32-4560

愛媛県最低賃金

時間額 **956円**

改正発効年月日 R06.10.13

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます



Point

通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます

2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE